

覚せい剤取締法（抜粋）

（昭和二十六年六月三十日法律第二百五十二号）

第一条 省略

（用語の意義）

第二条 この法律で「覚せい剤」とは、左に掲げる物をいう。

- 一 フェニルアミノプロパン、フェニルメチルアミノプロパン及び各その塩類
- 二 前号に掲げる物と同種の覚せい作用を有する物であつて政令で指定するもの
- 三 前二号に掲げる物のいずれかを含有する物

2 この法律で「覚せい剤製造業者」とは、覚せい剤を製造すること（覚せい剤を精製すること、覚せい剤に化学的变化を加え、又は加えないで他の覚せい剤にすること、及び覚せい剤を分割して容器に収めることを含む。ただし、調剤を除く。以下同じ。）及びその製造した覚せい剤を覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者に譲り渡すことを業とすることができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

3 この法律で「覚せい剤施用機関」とは、覚せい剤の施用を行うことができるものとして、この法律の規定により指定を受けた病院又は診療所をいう。

4 この法律で「覚せい剤研究者」とは、学術研究のため、覚せい剤を使用することができ、また、厚生労働大臣の許可を受けた場合に限り覚せい剤を製造することができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

5 この法律で「覚せい剤原料」とは、別表に掲げる物をいう。

6 この法律で「覚せい剤原料輸入業者」とは、覚せい剤原料を輸入することを業とすることができ、又は業務のため覚せい剤原料を輸入することができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

7 この法律で「覚せい剤原料輸出業者」とは、覚せい剤原料を輸出することを業とすることができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

8 この法律で「覚せい剤原料製造業者」とは、覚せい剤原料を製造すること（覚せい剤原料を精製すること、覚せい剤原料に化学的变化を加え、又は加えないで他の覚せい剤原料にすること、及び覚せい剤原料を分割して容器に収めることを含む。ただし、調剤を除く。）を業とすることができ、又は業務のため覚せい剤原料を製造すること（覚せい剤原料を精製すること、覚せい剤原料に化学的变化を加え、又は加えないで他の覚せい剤原料にすること、及び覚せい剤原料を分割して容器に収めることを含む。ただし、調剤を除く。）ができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

9 この法律で「覚せい剤原料取扱者」とは、覚せい剤原料を譲り渡すことを業とすることができ、又は業務のため覚せい剤原料を使用することができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

10 この法律で「覚せい剤原料研究者」とは、学術研究のため、覚せい剤原料を製造することができる、又は使用することができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

以下、省略

別表

- 一 一 フェニル ニ メチルアミノプロパノール 一、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物。ただし、一 フェニル ニ メチルアミノプロパノール 一として一〇%以下を含有する物を除く。
- 二一 フェニル 一 クロロ ニ メチルアミノプロパン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物
- 三 一 フェニル ニ ジメチルアミノプロパノール 一、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物。ただし、一 フェニル ニ ジメチルアミノプロパノール 一として一〇%以下を含有する物を除く。
- 四 一 フェニル 一 クロロ ニ ジメチルアミノプロパン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物
- 五 一 フェニル ニ ジメチルアミノプロパン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物
- 六 フェニル醋酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物。ただしフェニル醋酸として一〇%以下を含有する物を除く。
- 七 フェニルアセトアセトニトリル及びこれを含有する物
- 八 フェニルアセトン及びこれを含有する物
- 九 覚せい剤の原料となる物であつて政令で定めるもの